

## 特別養護老人ホーム ライフ松川 利用料金

要介護認定による要介護度、介護保険の負担割合、ご利用になる居室の形態によって利用料の負担金額が異なります。

### (1) 基本料金：施設利用料(1割負担分)

令和6年8月現在

#### ①多床室利用

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用に関わる自己負担(1割負担)		589円	659円	732円	802円	871円
食費	第1段階	300円				
	第2段階	390円				
	第3段階①	650円				
	第3段階②	1,360円				
	第4段階	1,445円				
滞在費	第1段階	0				
	第2段階	430円				
	第3段階	430円				
	第4段階	915円				
自己負担額合計 (1日あたり)	第1段階	889円	959円	1,032円	1,102円	1,171円
	第2段階	1,409円	1,479円	1,552円	1,622円	1,691円
	第3段階①	1,669円	1,739円	1,812円	1,882円	1,951円
	第3段階②	2,379円	2,449円	2,522円	2,592円	2,661円
	第4段階	2,949円	3,019円	3,092円	3,162円	3,231円
自己負担額合計 (30日間)	第1段階	26,670円	28,770円	30,960円	33,060円	35,130円
	第2段階	42,270円	44,370円	46,560円	48,660円	50,730円
	第3段階①	50,070円	52,170円	54,360円	56,460円	58,530円
	第3段階②	71,370円	73,470円	75,660円	77,760円	79,830円
	第4段階	88,470円	90,570円	92,760円	94,860円	96,930円

#### ②個室利用

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用に関わる自己負担(1割負担)		589円	659円	732円	802円	871円
食費	第1段階	300円				
	第2段階	390円				
	第3段階①	650円				
	第3段階②	1,360円				
	第4段階	1,445円				
滞在費	第1段階	380円				
	第2段階	480円				
	第3段階	880円				
	第4段階	1,231円				
自己負担額合計 (1日あたり)	第1段階	1,269円	1,339円	1,412円	1,482円	1,551円
	第2段階	1,459円	1,529円	1,602円	1,672円	1,741円
	第3段階①	2,119円	2,189円	2,262円	2,332円	2,401円
	第3段階②	2,829円	2,899円	2,972円	3,042円	3,111円
	第4段階	3,265円	3,335円	3,408円	3,478円	3,547円
自己負担額合計 (30日間)	第1段階	38,070円	40,170円	42,360円	44,460円	46,530円
	第2段階	43,770円	45,870円	48,060円	50,160円	52,230円
	第3段階①	63,570円	65,670円	67,860円	69,960円	72,030円
	第3段階②	84,870円	86,970円	89,160円	91,260円	93,330円
	第4段階	97,950円	100,050円	102,240円	104,340円	106,410円

※ その他、介護保険法令に基づきご利用料金が変わる場合があります。

※ 負担限度額認定証の提示をお願い致します。提示がない場合は第4段階の料金となります。

## (2)基本料金：施設利用料(2割・3割負担) ※食費・滞在費含む

## ①多床室利用

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用に関わる自己負担(2割負担)		1,178円	1,318円	1,464円	1,604円	1,742円
自己負担額合計 (1日あたり)	第1段階	1,478円	1,618円	1,764円	1,904円	2,042円
	第2段階	1,998円	2,138円	2,284円	2,424円	2,562円
	第3段階①	2,258円	2,398円	2,544円	2,684円	2,822円
	第3段階②	2,968円	3,108円	3,254円	3,394円	3,532円
	第4段階	3,538円	3,678円	3,824円	3,964円	4,102円
自己負担額合計 (30日間)	第1段階	44,340円	48,540円	52,920円	57,120円	61,260円
	第2段階	59,940円	64,140円	68,520円	72,720円	76,860円
	第3段階①	67,740円	71,940円	76,320円	80,520円	84,660円
	第3段階②	89,040円	93,240円	97,620円	101,820円	105,960円
	第4段階	106,140円	110,340円	114,720円	118,920円	123,060円

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用に関わる自己負担(3割負担)		1,767円	1,977円	2,196円	2,406円	2,613円
自己負担額合計 (1日あたり)	第1段階	2,067円	2,277円	2,496円	2,706円	2,913円
	第2段階	2,587円	2,797円	3,016円	3,226円	3,433円
	第3段階①	2,847円	3,057円	3,276円	3,486円	3,693円
	第3段階②	3,557円	3,767円	3,986円	4,196円	4,403円
	第4段階	4,127円	4,337円	4,556円	4,766円	4,973円
自己負担額合計 (30日間)	第1段階	62,010円	68,310円	74,880円	81,180円	87,390円
	第2段階	77,610円	83,910円	90,480円	96,780円	102,990円
	第3段階①	85,410円	91,710円	98,280円	104,580円	110,790円
	第3段階②	106,710円	113,010円	119,580円	125,880円	132,090円
	第4段階	123,810円	130,110円	136,680円	142,980円	149,190円

## ②個室利用

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用に関わる自己負担(2割負担)		1,178円	1,318円	1,464円	1,604円	1,742円
自己負担額合計 (1日あたり)	第1段階	1,858円	1,998円	2,144円	2,284円	2,422円
	第2段階	2,048円	2,188円	2,334円	2,474円	2,612円
	第3段階①	2,708円	2,848円	2,994円	3,134円	3,272円
	第3段階②	3,418円	3,558円	3,704円	3,844円	3,982円
	第4段階	3,854円	3,994円	4,140円	4,280円	4,418円
自己負担額合計 (30日間)	第1段階	55,740円	59,940円	64,320円	68,520円	72,660円
	第2段階	61,440円	65,640円	70,020円	74,220円	78,360円
	第3段階①	81,240円	85,440円	89,820円	94,020円	98,160円
	第3段階②	102,540円	106,740円	111,120円	115,320円	119,460円
	第4段階	115,620円	119,820円	124,200円	128,400円	132,540円

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用に関わる自己負担(3割負担)		1,767円	1,977円	2,196円	2,406円	2,613円
自己負担額合計 (1日あたり)	第1段階	2,447円	2,657円	2,876円	3,086円	3,293円
	第2段階	2,637円	2,847円	3,066円	3,276円	3,483円
	第3段階①	3,297円	3,507円	3,726円	3,936円	4,143円
	第3段階②	4,007円	4,217円	4,436円	4,646円	4,853円
	第4段階	4,443円	4,653円	4,872円	5,082円	5,289円
自己負担額合計 (30日間)	第1段階	73,410円	79,710円	86,280円	92,580円	98,790円
	第2段階	79,110円	85,410円	91,980円	98,280円	104,490円
	第3段階①	98,910円	105,210円	111,780円	118,080円	124,290円
	第3段階②	120,210円	126,510円	133,080円	139,380円	145,590円
	第4段階	133,290円	139,590円	146,160円	152,460円	158,670円

食費は、朝食410円、昼食570円、夕食465円となります。食事のキャンセルは各食事時間の2時間前までとさせていただきます。

### (3) 加算項目

施設の体制及びご利用者の個々に応じた実施状況により、基本料金に、下記のとおり加算させていただきます。

加算項目	加算金額	1割負担	
初期加算(入所日より30日間)	30単位 / 日	30円 / 日	
看護体制加算(Ⅰ)ロ・(Ⅱ)ロ	4単位/日・8単位/日	4円/日・8円/日	
夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ・(Ⅲ)ロ	13単位/日・16単位/日	13円/日・16円/日	
精神科医療養指導加算	5単位 / 日	5円 / 日	
栄養マネジメント強化加算	11単位 / 日	11円 / 日	
経口移行加算	28単位 / 日	28円 / 日	
経口維持加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	400単位/月・100単位/月	400円/月・100円/月	
口腔衛生管理加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	90単位/月・110単位/月	90円/月・110円/月	
療養食加算	6単位 / 回	6円 / 回	
日常生活継続支援加算	36単位 / 日	36円 / 日	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	22単位/日・18単位/日	22円/日・18円/日	
個別機能訓練加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)	12単位/日・20単位/月・20単位/月	12円/日・20円/月・20円/月	
ADL維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	30単位/月・60単位/月	30円/月・60円/月	
自立支援促進加算	280単位 / 月	280円 / 月	
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	40単位/月・50単位/月	40円/月・50円/月	
福祉施設外泊時費用	246単位 / 日	246円 / 日	
在宅サービスを利用した時の費用	560単位 / 日	560円 / 日	
認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日を限度)	200単位 / 日	200円 / 日	
退所時等相談 援助加算	退所前・後訪問相談援助加算	460単位 / 回	460円 / 回
	退所時相談援助加算	400単位 / 回	400円 / 回
	退所前連携加算	500単位 / 回	500円 / 回
退所時情報提供加算	250単位 / 回	250円 / 回	
退所時栄養情報連携加算	70単位 / 回	70円 / 回	
看取り介護 加算	死亡日以前31日以上45日以下	72単位 / 日	72円 / 日
	死亡日以前4日以上30日以下	144単位 / 日	144円 / 日
看取り介護 加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	死亡日の前日及び前々日	680単位/日・780単位/日	680円/日・780円/日
	死亡日	1280単位/日・1580単位/日	1280円/日・1580円/日
在宅・入所相互利用加算	40単位 / 日	40円 / 日	
在宅復帰支援機能加算	10単位 / 日	10円 / 日	
配置医師緊急時 対応加算	通常勤務外	325単位 / 回	325円 / 回
	早朝・夜間の場合	650単位 / 回	650円 / 回
	深夜の場合	1,300単位 / 回	1,300円 / 回
生活機能向上連携加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	100単位/月・200単位/月	100円/月・200円/月	
安全対策体制加算	20単位 / 入所初日	20円 / 入所初日	
排せつ支援加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)	10単位/月・15単位/月・20単位/月	10円/月・15円/月・20円/月	
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	3単位/月・13単位/月	3円/月・13円/月	
再入所時栄養連携加算	200単位 / 回	200円 / 回	
認知症専門ケア加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	3単位/日・4単位/日	3円/日・4円/日	
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	150単位/月・120単位/月	150円/月・120円/月	
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	100単位/月・10単位/月	100円/月・10円/月	
特別通院送迎加算	594単位 / 月	594円 / 月	
協力医療機関連携加算	R6年度100単位/月・R7年度～50単位/月	R6年度100円/月・R7年度～50円/月	
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	10単位/月・5単位/月	10円/月・5円/月	
新興感染症等施設療養費	240単位 / 日	240円 / 日	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1月あたりの総単位数に加算率(14.0)を乗じる		

- 「初期加算」 施設入所日から30日間に限って加算されます。
- 「看護体制加算」 看護師の配置が厚生労働大臣の定める基準を満たしている場合に加算されます
- 「夜勤職員配置加算」 夜勤を行う看護職員又は介護職員が、厚生労働大臣の定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすことにより加算されます。
- 「精神科医師定期的療養指導加算」 認知症である入所者が全入所者の3分の1以上を占め、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われた場合に加算されます。
- 「栄養マネジメント強化加算」 継続的な栄養管理を強化して実施した場合に加算されます。
- 「経口移行加算」 経管により食事を摂取する入所者について、経口摂取を進めるために、医師の指示に基づいて栄養管理を行なう場合、原則180日を限度として加算されます。
- 「経口維持加算」 摂食障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対し、経口維持計画を作成し、栄養管理を行った場合に加算されます。
- 「口腔衛生管理加算」 厚生労働大臣が定める基準を満たし、歯科衛生士が、口腔衛生の管理を行った場合。また、情報を厚生労働省に提出し、情報を活用した場合に加算されます。
- 「療養食加算」 医師の指示せんに基づく、療養食を提供した場合に加算されます。
- 「日常生活継続支援加算」 厚生労働大臣が定める施設基準を満たしている場合、加算されます。
- 「個別機能訓練加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）」 厚生労働大臣が定める施設基準を満たし、個別機能訓練計画に基づき計画的に機能訓練を行った場合に加算されます。その情報を厚生労働省に提出した場合に（Ⅱ）が加算され、更に必要な情報を理学療法士等の関係職種で共有し、見直しを行った場合に（Ⅲ）が加算されます。
- 「ADL維持加算」 厚生労働大臣が定める基準に適合し、入所者に対して指定介護老人福祉サービスを行った場合は、当該基準に従い加算されます。
- 「自立支援促進加算」 厚生労働大臣が定める基準に適合し、自立支援を行った場合に加算されます。
- 「科学的介護推進体制加算」 厚生労働大臣が定める基準に適合し、入所者に対して指定介護老人福祉サービスを行った場合は、当該基準に従い加算されます。
- 「外泊時費用」 外泊された場合には、6日間を限度とし費用がかかります。但し、外泊の初日と施設に戻られた日は、入所日の扱いとなり、外泊扱いとはなりません。
- 「認知症行動・心理症状緊急対応加算」 医師が認知症の行動心理症状が認められるため、在宅での生活が困難で緊急の入所が適当と判断され入所された場合に加算されます。
- 「退所前後訪問相談援助加算」 入所者及びその家族等に対し訪問して退所後の相談援助を行った場合に加算されます。
- 「退所時相談援助加算」 入所者及びその家族等に対し退所後の相談援助を行い、かつ、退所後2週間以内に市町村等に対して、必要な情報提供を行った場合に加算されます。
- 「退所前連携加算」 退所に先立ち、指定居宅介護支援事業者に対して、必要な情報を提供し、かつ、当該事業者と連携し退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に加算されます。
- 「退所時情報提供加算」「退所時栄養情報連携加算」 入所者又は厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者等が医療機関へ退所した際、必要な情報又は栄養情報の提供を行った場合に加算されます。
- 「看取り介護加算」 厚生労働大臣が定める基準に適合し、看取り介護を行う場合に加算されます。看取り介護中に入院や在宅に戻るなど施設を退所し、施設外で亡くなった場合に死亡日から45日さかのぼって加算されます。
- 「在宅・入所相互利用加算」 複数人であらかじめ在宅期間及び入所期間(3か月を限度とします)を定め、計画的に利用した場合に加算されます。

- 「**配置医師緊急時対応加算**」 厚生労働大臣が定める基準に適合し、配置医師が早朝や夜間、通常の診療日以外に診療を行った場合に加算されます。
- 「**生活機能向上連携加算**」 厚生労働大臣が定める基準に適合し、外部との連携により、利用者の身体状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練を作成した場合に加算されます。
- 「**在宅復帰支援機能加算**」 退所される方で一定割合以上の在宅復帰を実現した場合に加算されます。
- 「**安全対策体制加算**」 厚生労働大臣が定める基準に適合し、入所者に対して指定介護老人福祉サービスを行った場合、入所初日に限り加算されます。
- 「**排せつ支援加算**」 厚生労働大臣が定める基準に適合し、継続的に排泄に係る支援を行った場合に加算されます。
- 「**褥瘡マネジメント加算**」 厚生労働大臣が定める基準に適合し、褥瘡管理を行った場合に加算されます。
- 「**再入所時栄養連携加算**」 厚生労働大臣が定める基準に適合し、病院や診療所に入院した場合、病院又は診療所の管理栄養士と連携し、退院後の栄養ケア計画策定した場合に加算されます。
- 「**若年性認知症入所者受入加算**」 若年性認知症の入所者に対し個別で担当者を決めケアを行った場合に加算されます。
- 「**認知症専門ケア加算**」「**認知症チームケア推進加算**」 厚生労働大臣が定める基準に適合し、専門的な認知症ケアを行った場合に加算されます。
- 「**生産性向上推進体制加算**」 見守り機器等のテクノロジーを導入し、厚生労働大臣が定める基準に適合した取り組みを行うことで加算されます。
- 「**特別通院送迎加算**」 定期的かつ継続的に透析を必要とする入所者の送迎が家族や病院等で困難である等やむを得ない事情がある場合、1月に1回以上通院のため送迎を行った場合加算されます。
- 「**協力医療機関連携加算**」 協力医療機関との実効性のある連携体制を構築するため、入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催することで加算されます。
- 「**高齢者施設等感染症対策向上加算**」 第二種協定指定医療機関との間で感染症発生時等の対応を行う体制を確保し、厚生労働大臣が定める対応を行うことで加算されます。
- 「**新興感染症等施設療養費**」 厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合、入院調整等を行う医療機関を確保し当該感染症に感染した利用者等に対し感染対策を行ったうえで該当する介護サービスを行った場合に1月あたり1回連続する5日を限度として加算されます。
- ※現時点で指定されている感染症はありません。
- 「**介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)**」 1月あたりの介護報酬総単位数に加算率14.0を乗じる。

### (3) その他の料金

#### ①電気代

- ・個人持ち家電製品(2種類まで) 1日につき50円
- ・1種類増す毎に 10円加算

\*お持ち込みの際は、事務所又はサービスステーションに届け出て下さい。

#### ②理美容代(利用された方のみ) カットのみ 1回 2,000円

#### ③その他の費用(実費相当額)

- ・特別な食事サービス その要した費用
- ・行政手続等の代行 その要した費用及び手続きに関わる諸費用(郵送代等)
- ・日常生活品購入代行について その購入した物の代金
- ・金銭管理サービス 無料 ※ただし、諸費用がかかる場合はその要した費用
- ・日常生活に要する費用 レクリエーション・活動・趣味等、個人で必要な場合にその要した費用

## 2、料金の支払い

- ① 施設の金銭管理をご利用の場合は、入所時に指定金融機関(けんしん穂高支店)の口座を開設していただき、その口座より、毎月15日(休日の場合は翌営業日)に利用料金を自動引き落としします。※毎月10日までに前月分の請求書を発行します。
- ② 指定金融機関以外の金融機関をご希望の場合は、手数料として1回、税込み88円かかります。その口座より、毎月20日(休日の場合は翌営業日)に利用料金を自動引き落としします。※毎月10日までに前月分の請求書を発行します。
- ③ 口座引き落とし以外をご希望の方はご相談ください。毎月15日までに指定口座へ振り込みしていただくか施設へご持参ください。その際に『領収書』を発行します
- ④ **領収書の再発行は致しかねますので、紛失されませぬようご注意ください。**